

(昭和52年3月31日滋賀県規則第14号 滋賀県立総合保健専門学校学則から一部抜粋)

第5章 成績の評価、卒業の認定等

(成績の評価)

第21条 授業科目の成績は、学科試験、実習等の成績および講義、実習等の出席の状況により評価を行い、授業科目ごとに100点満点とし、60点以上を合格とする。

2 前項の規定による評価は、別表第1および別表第2に定める当該授業科目の時間数の3分の2以上を履修した学生について行う。

3 校長は、第1項の規定により合格に達した者に対し、単位を認定する。

(入学前の既修単位の認定)

第22条 校長は、次の各号に掲げる者から、当該各号に定める科目について、学校の単位の認定の申請があつた場合において、当該申請のあつた科目の教育内容を評価し、学校における教育内容に相当するものと認められるときは、学校において当該科目に相当する授業科目を履修したものとみなし、学校を卒業するのに必要な総単位数の2分の1を超えない範囲内において、単位を与えることができる。

(1) 学校に入学する前に、大学、高等専門学校または看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士もしくは言語聴覚士の国家試験の受験資格を取得することができる他の学校もしくは養成所に在学した者 当該学校または養成所において履修した保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表第3または歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和25年文部省・厚生省令第1号）別表に定める教育内容と同一内容の科目

(2) 看護専門課程においては、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者 同号に規定する学校または養成施設において履修した社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4もしくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域または社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野の科目

(卒業の基準および認定)

第23条 校長は、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えず、かつ、別表第1および別表第2に定める授業単位数を修得した者に対し、運営会議を経て、卒業を認定する。

(専門士の称号の授与)

第24条 学校の課程を修了した者に、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程（平成6年文部省告示第84号）により、専門士の称号を授与する。

(卒業証書の授与)

第25条 校長は、卒業の認定をした学生に対し、卒業証書を授与する。